

## 知的財産学部のカリキュラムの編成方針

知的財産学部における学問領域としては、知的財産法を基本とし、これに加えて、法学一般、経済学、経営学、情報学の学問領域があり、さらに、工学、科学技術全般、知的財産の創造、保護、活用に関する実務、国際法務の領域が関係する。

知的財産学部がめざす育成人材は、知的創造サイクル全般に寄与することができる専門家であり、知的財産の創造、保護、活用に関わるすべての学問領域を総合的、かつ、体系的に学ぶことができるようにカリキュラムを編成している。

知的財産学部は 2017 年度から新たなコース制を導入しており、2 年次に進級する者は、「知的財産プロフェッショナルコース」、「ブランド&デザインコース」、「ビジネスマネジメントコース」、または「コンテンツビジネスコース」(2024 年度以降入学生対象)のいずれかを選択する。「知的財産プロフェッショナルコース」は、特許・商標・意匠などの知的財産の専門家として活躍することをめざすコースである。「ブランド&デザインコース」は、ブランドイメージや製品デザインなど、人間の感性に訴えるマーケティングツールをフルに活用できる人材をめざすコースである。「ビジネスマネジメントコース」は、経営・経済・企業法務などのビジネスに関する幅広い知識に基づき、知的財産を活用して企業の競争力を高めることができる人材をめざすコースである。「コンテンツビジネスコース」は、コンテンツビジネス(ゲーム・アニメ・漫画・音楽・映画などに関するビジネス)の分野において、商品の企画開発、法務、広報、営業など様々な形で活躍することを目指す人向けのコースである。四つのコースには、必修科目、コース選択必修科目、登録必修科目、原則履修科目と、コースごとに卒業に修得が必要な科目が定められている。

知的財産学部の科目は、大きく(1)導入領域、(2)教養領域、(3)専門領域、(4)展開領域に分けることができる。他に高大連携科目などの「その他連携領域」がある。

#### (1) 導入領域

大学においては、高校までとは異なり、ゼミや語学の講義を除くと、基本的にはクラスもなく、大教室で受講者が多い講義が多い。これは、大学生が自立した個人であることを前提に、教員がクラスごとに手取り足取り指導して、学生に学ばせるのではなく、自立した個人である以上、自ら学ぶ姿勢、自ら学ぶ力が大学生には備わっているはずであると考えているからである。

しかし、1 年次ではまだ高校までの学習方法から脱却しきれていないことも事実である。そこで、この導入領域の科目において、大学における「学び方を学び、学びに必要な能力を身につける」ことをめざす。少人数の「基礎ゼミナール」では、大学生活全般に必要な思考プロセスを身につける。また、レポートや論文の作成に必要な日本語の表現能力を高める「言語表現技術Ⅰ・Ⅱ」、AI・データサイエンスの基礎を学び情報処理能力を高める「ICTリテラシー」、あらゆる修学の基礎となる身体の自己管理能力を高める「健康体育Ⅰ・Ⅱ」を受講する。この導入領域の科目は、すべて強く履修を推奨する「原則履修科目」である。

#### (2) 教養領域

どの分野を学ぶにせよ、大学生に必須の能力がある。一つは英語であり、グローバル化した社会では、少なくとも「英語を避けない」ことが求められる。さらに、グローバル化した社会では、一つの専門知識を習得しているだけでは通用しない。もちろん、一つの専門知識を極めることは重要であるが、その専門知識が他の専門とどのように関係しているかを知らなければ、専門知識を有していることの価値は著しく低下する。大阪工業大学では、学部を問わず、大学生として身につけるべき英語と教養を学ぶ科目群を設定しており、知的財産学部では「教養領域」と位置づけ、学生が「学びの多様さを知り、知識を広げる」ことをめざしている。この教養領域を「英語科目」と「一般科目」に分けて配置している。

##### ①英語科目

大阪工業大学では学部を問わず、英語能力を客観的に示す一つの指標として TOEIC を採用しており、すべての学生が在学中に少なくとも TOEIC400 点以上、できれば 500 点以上に到達することを全学的な目標としている。教養領域の英語科目ではこの目標をすべての学生が達成できるように、英語の基礎能

力を高める。

## ②一般科目

知的財産学部では、専門領域で社会科学を学ぶので、おもに人文科学、自然科学の分野を中心に教養領域の一般科目を設けている。というのも、知的財産を専門に学ぶにせよ、人文科学、自然科学の知識は必要不可欠だからである。すべての思考の背景には「哲学」、「倫理学」、「歴史学」が横たわっている。また、法制度の設計、企業経営を考えるには「心理学」や「社会学」の知見が有用であるし、著作物、商標、意匠が創作される背景を理解するためには「美術史」、「文学」、「日本の伝統と文化」を知る必要がある。また、特許の保護対象となる技術を理解するためには自然科学の基礎を知っておかなければならない。また、スポーツ分野の発展科目、留学生科目も設置されている。

## (3) 専門領域

専門領域は「知的財産を専門的に学ぶ」領域であり、法学、経済学・経営学の基礎と知的財産を学ぶ。専門領域は、①基幹科目、②知的財産法科目、③技術&専門科目、④探求科目、⑤研究科目の5つに分かれている。

### ①基幹科目

「基幹科目」には、知的財産法を学ぶ基盤となる法学の基礎科目（法学入門、民法基礎Ⅰ・Ⅱ、民事訴訟法、憲法（2025年度以降入学生対象）／憲法Ⅰ・Ⅱ（2024年度以前入学生対象）、行政法（2025年度以降入学生対象）／行政法Ⅰ・Ⅱ（2024年度以前入学生対象））、知的財産法の理解を深める基礎となる法学の発展科目（民法応用Ⅰ・Ⅱ、国際関係法、刑法、企業法務概論、独占禁止法）、知的財産の経営的、戦略的な観点を学ぶ基盤となる経済学・経営学の基礎科目（経済学入門、経営学入門Ⅰ・Ⅱ（2023年度以降入学生対象）／企業経済学Ⅰ・Ⅱ（2022年度以前入学生対象）、会計学）、知的財産と社会との関わりを広い視点から学ぶ科目（産業社会と知的財産、知的財産とビジネス入門（2023年度以降入学生対象）／ブランド&デザイン、ビジネス入門（2022年度以前入学生対象））、データサイエンスの基礎としての的確な情報収集、検索、分析の力を高める科目（データリテラシー）がおかれている。

### ②知的財産法科目

知的財産法科目は、知的財産分野において最も重要な知的財産に関する法を全般的かつ詳細に学ぶ科目である。知的財産法入門からはじまり、特許法・実用新案法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、著作権法入門（2021年度以降入学生対象）、著作権法、商標法、意匠法、不正競争防止法、国際知的財産法を学ぶことで、知的財産法全体を一通り学ぶことになる。

### ③技術&専門科目

知的財産を深く理解するためには、技術への理解が必須である。教養領域で身につける自然科学の知識をもとに、技術科目には、技術と社会との関わりを学ぶ科目（大阪技術学、現代技術と産業）と、今現在の時点でどのような技術が存在しているのかを理解する科目（現代機械技術概論、現代化学概論、エレクトロニクス概論、バイオテクノロジー概論）がある。

加えて知的財産実務に発生する諸問題に対応できる知識を身につける科目（情報技術と特許、知財情報分析、工業デザインと知的財産、現代技術と特許、海外の知的財産制度概論、特許手続）がおかれている。

また、「知的財産プロフェッショナルコース」、「ブランド&デザインコース」、「ビジネスマネジメントコース」および「コンテンツビジネスコース」の理解を深化させるのに必要な科目（マーケティングとブランド、ブランドマネジメント、

デザインマネジメント、コンテンツマネジメント(2023年度以前入学生対象)、コンテンツ知的財産概論(2024年度以降入学生対象)、コンテンツビジネス概論(2023年度以前入学生対象)、コンテンツマネジメント概論(2024年度以降入学生対象)、コンテンツプロダクション概論(2024年度以降入学生対象)、情報技術とコンテンツビジネス(2024年度以降入学生対象)、海外のエンタテインメントと法(2024年度以降入学生対象)、文化と知的財産ビジネス概論(2024年度以降入学生対象)、メディア論(2024年度以降入学生対象)、ベンチャービジネス論、イノベーションと企業戦略、経営戦略論、知的財産専門Ⅰ・Ⅱ)がおかれている。

#### ④探求科目

知的財産に関する基礎を固めた3年次以降は、そうした知識を用いて、現実社会の問をどこまで解決することができるのか、解決することができないなら、さらにどのような知識と経験が必要なのかを学ぶ段階となる。探求科目はいわゆる講義科目ではなく、知的財産に関する与えられた問題に対して、あらゆる知識と経験を総動員して、問題を検討し、成功と失敗を繰り返しながら、問題の解決案を提示することをめざす実践的な科目である。

問題解決(PBL: Problem Based Learning)型の科目として、コースや学生の関心に合わせて、知的財産の種類ごとに特許・意匠、コンテンツ、ブランド&デザインの探求科目、知的財産を実際に活用する領域ごとに、国際知的財産、知的財産経営、著作権ビジネス、地域知的財産の科目が設けられている。

#### ⑤研究科目

知的財産学部では、専門分野に特化した小集団教育(ゼミナール)の場として、「研究基礎演習」(3年次通年・4単位必修)、および、「卒業研究」(4年次通年・4単位必修、2017年度入学生対象)を設けている。

「研究基礎演習」と「卒業研究」は、知的財産学の学修を深めて専門的力量を培い、特定分野における自らの研究をまとめあげる場として、知的財産学部カリキュラムのなかで最も重要な位置づけが与えられている。また、学生相互間、学生と教員間の討議と交流により、互いに学識を高め、人間形成をはかる重要な機会にもなる。

「研究基礎演習」は、学生による調査、報告、討論を中心に進め、研究手法や基礎知識を得る。また、「卒業研究」における卒業論文などの作成は、就職、大学院への進学に必要不可欠であり、高度な思考能力や判断力を身につけることをめざす。

「研究基礎演習」および「卒業研究」は、知的財産学部専任教員と知的財産専門職大学院専任教員が担当し、担当教員の専門性に応じたテーマが設定される。

#### (4) 展開領域

大学において得た知識と経験は、社会に活かすことができるようになって、はじめて大きな価値を有することになる。導入領域で学び方を学び、教養領域で大学生として必要な学びを拡げて、専門領域で知的財産の専門性を深めるが、そうした「学びを社会につなげる」力を養成するのが「展開領域」の科目である。

##### ①実践英語科目

英語の基礎はすでに教養領域で学んでいるが、知的財産分野において活躍するために必要な専門性に特化した英語を身につけるのが実践英語科目である。3年次、4年次に受講する科目であり、知的財産専門英語Ⅰ・Ⅱ、ビジネス英語、英語プレゼンテーションがある。

##### ②展開科目

展開科目は実際に社会人として生きていくための基礎は何かということを学生

時代から考えるための科目であり、2年次の段階で大学における学びの方向性を見つめ直す「展開ゼミナール a・b」、自らのキャリアと将来設計を考える「キャリアアゼミナール」(2018年度以降入学生対象)、「キャリア形成 I・II・III」(2024年度以前入学生対象)、「ライフステージと法」(2024年度以前入学生対象)、「英語以外のコミュニケーション手段を獲得するための「中国語コミュニケーション」、「中国語と現代中国事情」、「知的財産中国語」、「知的財産専門中国語(不開講)」、企業などで知的財産の重要性を理解する「知的財産研修」(2018年度以降入学生対象)、実際に海外でのコミュニケーションを経験する「海外語学研修」、実際に知的財産実務を経験する「知的財産インターンシップ」が設けられている。

#### 資格取得支援(全学年共通)

本学部では、関連する資格取得を積極的に推奨している。知的財産の高度な専門資格である弁理士をめざす者には課外活動である弁理士受験特別講座の受講を奨める。弁理士以外の資格取得も積極的に支援している。なお、本学から弁理士試験には受験料の100%、知的財産管理技能検定試験には受検料の50%の補助がある。

##### ①知的財産管理技能検定(知的財産教育協会)

本検定には1級、2級、3級があり、本学部在学学生は3級合格、望ましくは2級合格を目標とする。関係する科目として、産業社会と知的財産、知的財産法入門、特許法・実用新案法 I・II・III、意匠法、商標法、著作権法、不正競争防止法、民法基礎および応用 I・II、企業法務概論、民事訴訟法、独占禁止法、国際知的財産法、知的財産専門 I・II、知的財産総合入門 I・II、知的財産総合応用 I・II などがある。

##### ②検索技術者検定(情報科学技術協会)

3年次学生は検索技術者検定3級合格、4年次学生は検索技術者検定2級合格を目標とする。関係する科目として、ICTリテラシー、データリテラシー、情報技術と特許、知財情報分析がある。

##### ③知的財産翻訳検定(日本知的財産翻訳協会)

インターネットを利用したオンライン試験であり、1級(翻訳専門家向き、面接あり)、2級(実務家向き)、3級(初心者・学生向き)がある。ビジネス英語、知的財産専門英語 I・II はこの試験に役立つ。この試験に合格するには教養としての英語だけにとどまらず、明細書に関連する特許法の基礎知識も必要である。詳しいことは協会のホームページ(<http://www.nipta.org>)を参照のこと。